

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

賃上げ促進税制

令和 6 年度税制改正において、賃上げ促進税制について改正が行われました。法人は令和 6 年 4 月 1 日以降開始の事業年度から、個人事業主は令和 7 年分以降から改正の対象になります。

中小企業向けの賃上げ促進税制の内容は以下のとおりです。

【適用要件と控除額】

1. 必須要件 雇用者給与等支給額が前年度と比べて、

①1.5%以上増加していること 又は ②2.5%以上増加していること

控除額 控除対象雇用者給与等支給増加額の①15% 又は ②30% を法人税額から控除

2. 上乗せ要件 I 教育訓練費の額が前年度と比べて、5%以上増加していること

かつ 教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上であること

控除額 税額控除率を 10%上乗せ

3. 上乗せ要件 II (新設) 適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定、えるぼし認定（2 段階目以上）を取得したこと 又は 適用事業年度終了の時に於いて、プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定若しくはプラチナえるぼし認定を取得していること

控除額 税額控除率を 5%上乗せ

【控除金額の繰越(新設)】

賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の 5 年間の繰越しが可能になります。

【税額控除額の上限】

法人税額の 20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。（繰越控除制度の適用を受ける場合には、繰越控除を受ける金額とあわせて 20%が上限となります。）

雇用保険料率の変更

令和7年4月1日から、雇用保険料率に変更になります。事業の種類及び被保険者(従業員)負担、事業主負担の雇用保険料率は以下のとおりです。(すべての事業において、労働者負担/事業主負担の保険料率が一律0.5/1,000下がります。)

事業の種類	労働者負担保険料率	事業主負担保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000

育児休業給付金の延長手続きの変更

令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。これまでは、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより延長の要件を確認していましたが、令和7年4月より、これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付する必要があります。

- ・育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ・市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。